

(介護予防)福祉用具貸与



日常生活の便宜を図り、身体の負担軽減や介護者の負担軽減のための福祉用具を借りることができます。

◆サービス費用は、用具の種類、事業所によって異なります。

- 支 要支援1・2 歩行補助つえ・歩行器・手すり(工事を伴わないもの)
- 介 要介護1 スロープ(工事を伴わないもの)

歩行補助つえ・歩行器・手すり(工事を伴わないもの)
スロープ(工事を伴わないもの)

- 介 要介護2～5 車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具
体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具の部分を除く)
自動排泄処理装置(便の吸引機能を持つものは要介護4・5のみ)

特定(介護予防)福祉用具販売 要申請



入浴や排泄等に使うような衛生上貸与になじまない福祉用具を、指定された事業者から購入した場合に購入費用(毎年4月～翌年3月につき10万円まで)の9～7割分が支給されます。

※購入後に市に申請が必要です。

※購入先が指定事業者かどうか、事前に確認してください。

◆サービス費用は、用具の種類、事業所によって異なります。

腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・排泄予測支援機器

(介護予防)住宅改修費支給 要申請



自宅内での生活に支障が無いように、対象となる改修を行った場合に改修費用(原則1人につき20万円まで)の9～7割分が支給されます。

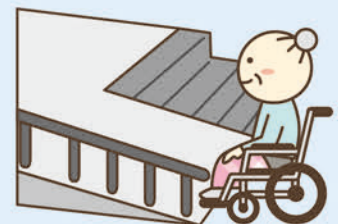
※工事前と工事後に市に申請が必要です。

※住宅改修をご希望の場合は、事前にケアマネジャーや地域包括支援センターまたは市にご相談ください。

◆サービス費用は、改修の内容、施工業者によって異なります。

対象となる改修

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他、①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修



(介護予防) 特定施設入居者生活介護

特定施設(介護付有料老人ホーム等)に入居しているかたが、食事・入浴・排泄等の介護、その他の日常生活上の世話や、機能訓練及び療養上の世話を受けます。

※対象となる施設は、都道府県知事の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)、サービス付き高齢者向け住宅のうち、十分な居住水準を満たすものです。



定員29人以下の小規模な事業所が提供する場合は地域密着型サービスに位置づけられます。(地域密着型特定施設入居者生活介護を利用できるのは、要介護1~5のかたのみ)

認知症対応型共同生活介護…グループホーム

認知症のかたが、グループホームと呼ばれる施設で少人数による家庭的な共同生活をしながら、食事・入浴・排泄等の介護、機能訓練等のサービスを受けます。

施設に入所して利用するサービス**介護老人福祉施設…特別養護老人ホーム****介3~5**

寝たきりや認知症のために日常生活において常時介護を必要とするかたで、自宅での生活が困難なかたを対象に、生活全般にわたって介護を行う施設です。

※要介護1・2の場合でも、特例的に入所できる場合があります。各施設にお問合せください。



定員29人以下の小規模な事業所が提供する場合は地域密着型サービスに位置づけられます。(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

介護老人保健施設**介**

慢性期医療と機能訓練によって自宅への復帰を目指す施設です。自立支援や地域・家庭との結び付きが重視されており、介護老人福祉施設と病院の中間的な役割を担っています。

介護医療院**介**

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。介護療養型医療施設の転換施設として創設されました。

介護療養型医療施設**介**

脳卒中や心臓病などの急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護の高齢者のための長期療養施設です。療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。(この施設は、今後廃止予定となっています)

ようこそ。 エクセレントケア志津へ。

エクセレントケア志津は、
「心とからだのケア」をテーマに、
佐倉市で唯一「認知症専門棟(40床)」を有する
介護老人保健施設として開設いたしました。
専任のスタッフが認知症の方や医療ニーズの高い方など、
介護を必要とされるすべての方に万全の態勢で
質の高いケアを提供しています。



運営主体

医療法人社団 双和会 / 代表者 志津 雄一郎
千葉県佐倉市上志津1316-1 / 電話 / 043-461-1110
URL <http://excellentcare-shizu.jp/>

ベッド数

一般棟(60床) / 認知症専門棟(40床)

定員

入所 / 100名(一般棟60名、認知症専門棟40名)
通所 / 30名(送迎あり)

専任スタッフ

医師、看護師、介護福祉士、介護職員、理学療法士、
作業療法士、管理栄養士、
支援相談員、事務員、ケアマネージャー 他

協力医療機関

聖隷佐倉市民病院、佐倉中央病院、佐倉厚生園病院 等

指定居宅介護支援事業所

ご入所相談窓口
電話 / **043-461-1110** (見学随時対応可)

ご入所・ご通所について
ご相談お問い合わせ

医療法人社団 双和会
介護老人保健施設 **エクセレントケア志津**

〒285-0846 千葉県佐倉市上志津1316-1

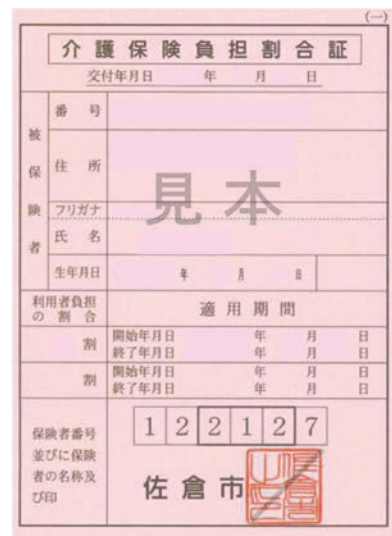
TEL.043-461-1110

FAX.043-461-1162

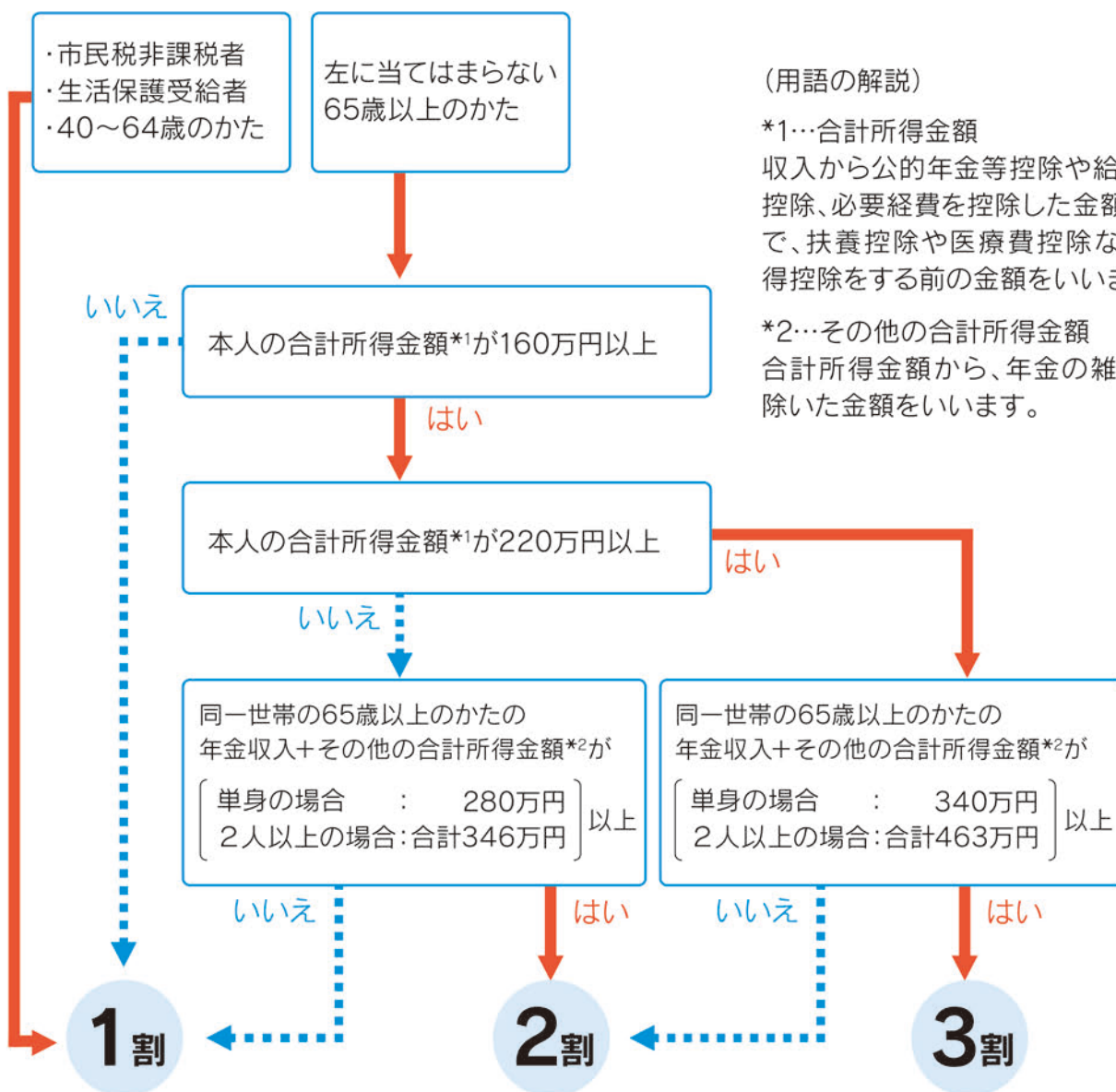
2023年4月5日時点

介護保険のサービスを利用したときは、利用料の1～3割を支払います

- ・事業対象者と判定されたり、要介護等認定を受けると、負担割合が記載された「負担割合証」(桃色)が交付されます。
この証は、毎年8月に新しいものに切り替わります。切り替えに間に合うよう、毎年7月下旬ごろに新しい証を市から郵送します。
(切り替えのための申請は不要です。)
- ・サービスによっては、食費・居住費(滞在費)・日常生活費など、保険外の費用がかかることがあります。
利用契約時によくご確認ください。



～負担割合の判定方法～



(用語の解説)

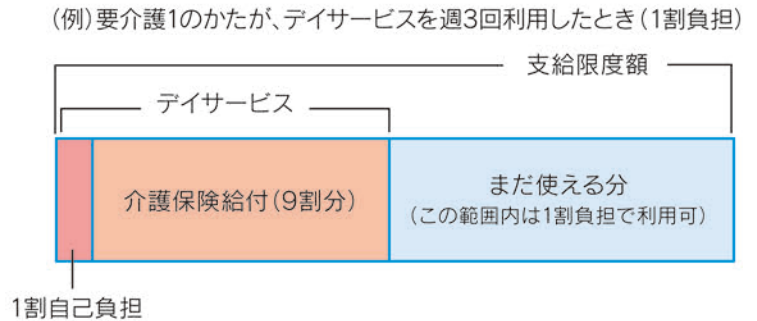
- *1…合計所得金額
収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額をいいます。
- *2…その他の合計所得金額
合計所得金額から、年金の雑所得を除いた金額をいいます。

1～3割で利用できる額には上限があります(支給限度額)

区分別に、1か月のうち1～3割負担で利用できる額が決まっており、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります(限度額が適用されないサービスもあります)。

区分	支給限度額*
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※…標準地域の支給限度額(10割)です



1～3割負担が高額になった場合は、高額介護サービス費等が支給されます

サービスに係る1か月あたりの1～3割の自己負担額が一定の限度額を超えた場合、申請により、限度額を超えた分が払い戻されます。

●支給までの流れ



対象となるかた	利用者負担の上限額(月額)
年収約1,160万円以上	140,100円(世帯)
年収約770万～約1,160万円未満	93,000円(世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されているかたで、年収770万円未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていないかた	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下のかた等	15,000円(個人)
生活保護を受給しているかた等	15,000円(個人)



医療と介護の両方のサービスを利用している世帯で、年間の自己負担合計額が一定の限度額を超えた場合、限度額を超えた分が払い戻されます(高額医療・高額介護合算制度)。

- ・後期高齢者医療制度・国民健康保険加入のかた
→支給対象となる場合は市からご案内しますので、各医療保険担当窓口(市役所健康保険課)へ申請してください。
- ・被用者保険に加入のかた
→加入している医療保険組合へ申請してください。

所得の低い場合は、申請により施設の食費・居住費(滞在費)が軽減されます

介護保険負担限度額認定

以下のいずれかのサービスを利用する場合、その食費や居住費(滞在費)を所得段階に応じて軽減します。

〈対象となるサービス〉

・ショートステイ

(介護予防)短期入所生活介護・(介護予防)短期入所療養介護

・施設サービス

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設

・地域密着型特別養護老人ホーム

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

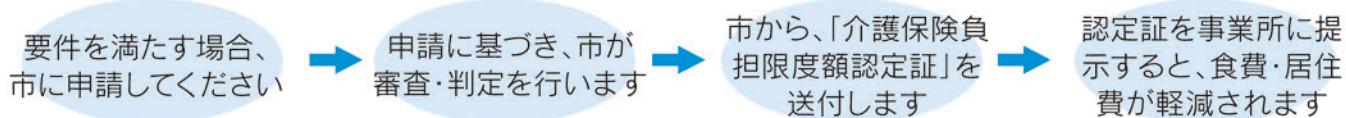
〈軽減を受けるための要件〉

①世帯全員(住民票上世帯が異なる配偶者も含む)が市民税非課税

②本人と配偶者の預貯金等の資産が一定額以下

※②のみを満たしている場合、特例的に減額を受けられる場合があります(特例減額措置)。

●軽減を受けるまでの流れ



◆介護保険負担限度額認定を受けると、食費・居住費の自己負担は下表の範囲内の金額になります。

利用者負担段階	主な対象者	預貯金額 ●:単身 ▲:夫婦	居住(滞在)費【日額】						食費 []はショートステイの場合
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室		
					特養等	老健・療養等	特養等	老健・療養等	
第1段階	生活保護受給者 世帯全員 ^{※1} が市民税非課税の 老齢福祉年金受給者	●1,000万円以下 ▲2,000万円以下	820円	490円	320円	490円	0円	0円	300円 [300円]
第2段階	世帯全員 ^{※1} が市民税非課税 年金収入金額 ^{※2} +合計所得 金額が80万円以下	●650万円以下 ▲1,650万円以下	820円	490円	420円	490円	370円	370円	390円 [600円]
第3段階 ①	世帯全員 ^{※1} が市民税非課税 年金収入金額 ^{※2} +合計所得 金額が80万円超 120万円以下	●550万円以下 ▲1,550万円以下	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	650円 [1,000円]
第3段階 ②	世帯全員 ^{※1} が市民税非課税 年金収入金額 ^{※2} +合計所得 金額が120万円超	●500万円以下 ▲1,500万円以下	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	1,360円 [1,300円]

※1…住民票上世帯が異なる配偶者も含みます

※2…課税年金+非課税年金(遺族年金・障害年金)の合計金額

その他の負担軽減制度

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

軽減事業実施の申出を行った社会福祉法人等が、介護保険サービスに係る1割自己負担分や食費・居住費の一部を軽減します。市民税非課税世帯で、特に生計が困難なかつ及び、生活保護受給者が対象です。詳しくは市にお問合せください。

外来診療

訪問診療

訪問看護

居宅介護支援事業

私たちは、患者様一人一人の
 “どう生きたいか”という
 意思を尊重した医療を目指しています。



外来診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~13:00	●	●	▲	●	●	●

受付時間 8:00~11:30 休診日 第3・5水(▲)・日・祝

※午後は訪問診療のみ

お気軽に
 ご相談
 ください

〈診療内容〉

- 一般内科診療
- 各種市検診
- 緩和ケア
- 在宅医療

医療法人社団雄樹会

宍戸内科医院

千葉県佐倉市
 王子台1-18-7

TEL:043-487-9551

<https://sisido.jp/>

宍戸内科医院

検索

施設に入りたい場合は、施設に直接申し込みます。地域密着型の施設を除き、市外の施設に申し込むこともできます。費用や提供サービスの内容、空き状況等は各施設にお問合せください。

(2023年3月時点の情報)

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	【要介護3以上】※要介護1・2の場合でも、特例的に入所できる場合があります。各施設にお問合せください。寝たきりや認知症のために日常生活において常時介護を必要とするかたで、自宅での生活が困難な要介護3以上のかたが、生活全般にわたって介護を受ける施設です。				
	施設名	住所	電話番号	定員	部屋の種類
	志津ユーカリ苑	青菅1008-7	043-463-2944	100	多床室・個室
	ゆたか苑	上志津原9	043-463-6805	60	多床室・個室
	さくらの丘	飯重622	043-481-3020	150	個室
	さくら苑	鍋木町346	043-486-5050	80	多床室
	佐倉白翠園	岩名1011	043-486-8941	114	多床室・個室
	ちとせ小町	大蛇町215-7	043-312-5111	100	個室
	はちす苑	太田1145-1	043-483-4165	54	多床室・個室
	ときわの杜	石川556	043-485-3711	100	個室
	弥富あさくら	岩富町541	043-481-5131	100	個室
	ユーカリゆうとの杜	青菅1023番地14	043-309-8837	100	個室
	さくら福寿苑 【地域密着型】	青菅1053	043-488-5758	20	個室
千年希望の杜 佐倉【地域密着型】	下志津214-1	043-463-0707	29	個室	

介護老人保健施設	【要介護1以上】 リハビリや看護・介護を必要とする要介護1以上のかたが、自宅への復帰を目指して機能回復訓練を行う施設です。				
	施設名	住所	電話番号	定員	部屋の種類
	ユーカリ優都苑	青菅1010-15	043-460-7117	96	個室
	エクセレントケア志津	上志津1316-1	043-461-1110	100	多床室・個室
	葵の園・佐倉	城188-335	043-481-3000	200	多床室・個室
佐倉ホワイエ	鍋木町336	043-484-4680	80	多床室・個室	

グループホーム	【要支援2以上】 認知症でかつ、要支援2以上のかたが、少人数による家庭的な共同生活を送る施設です。				
	施設名	住所	電話番号	定員	部屋の種類
	グループホーム あゆたの森	上座1166-7	043-460-3961	18	個室
	グループホームユーカリ優都びあ	青菅1023-6	043-460-6700	18	
	グループホームつどい「井野原」	井野1394-10	043-462-0088	18	
	グループホームおおやま	上志津1109-1	043-464-0777	18	
	愛の家グループホーム佐倉西志津	西志津1-16-15	043-460-1820	18	
	グループホームさくらの家	西志津7-14-3	043-235-8071	18	
	セントケアホーム佐倉	江原50	043-485-9005	18	
	グループホーム シャロームきこえ	染井野4-5-4	043-460-5633	18	
	リブドミトリー愛	山崎190-17	043-481-1640	15	
さくらケアセンターそよ風	六崎1525-1	043-483-8121	18		

※以下の施設については、一般的な入居要件を掲載しています。

詳しい入居要件は各施設にご確認ください。

介護付有料老人ホーム	施設によっては介護が必要のないかたも入居できます。介護が必要な場合は、施設の介護スタッフによる介護サービス（「(介護予防)特定施設入居者生活介護」(13ページ)を受けることができます。				
	クラーチ・ファミリア佐倉	上座567-1-2	043-460-7550	71	個室
	ミライアコート宮の杜	宮ノ台6-6-1	043-460-2105	75	
	夢眠ちば	下志津214-1	043-312-8620	50	
	イリーゼ西志津	西志津3-3-28	0120-12-2943	66	
	シャロームきこえ染井野 ^[地域密着型]	染井野4-5-4	043-460-5630	27	
	染井野ヒルズひまわりの里	生谷1575-5	043-488-1411	25	
	佐倉ゆうゆうの里	鍋木町270-1	043-486-5577	485	
ラ・ナシカ さくら	寺崎北4-6-5	043-486-0211	60		

住宅型有料老人ホーム	介護が必要なかたも必要のないかたも入居できます。介護が必要な場合は、訪問介護等の外部の介護サービスを利用しながら、引き続きその施設で生活できます。				
	ベラージオ	江原台2-10-1	043-309-7875	28	個室
	ロイヤルレジデンス佐倉	鍋木町1194-1	043-481-2255	65	
	ニューコート佐倉	表町3-2-14	043-483-0411	28	
	レイールファミリア	城681	043-481-0177	58	

(軽費老人ホーム) ケアハウス	60歳以上で、身体的には比較的自立しているものの、自炊できない程度の機能低下があり、高齢や健康面から独立した生活をするのには不安のあるかたが入居対象です。有料老人ホーム等と比較し低額で利用できるのが特徴です。食事・入浴サービスが付いています。				
	くつろぎの里	下志津552	043-462-2941	50	個室
	ケアハウスちとせ	生谷75-10	043-464-1577	60	

サービス付き高齢者向け住宅	60歳以上のかた、または要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満のかた等が入居対象です(同居のかたにも要件あり)。「安否確認」や「生活相談」が提供されるほか、食事が提供されることが多いです。介護などのサービスは、住宅の運営主体や外部の事業者と別に契約します。				
	ういず・ユーホープリビング佐倉志津	西志津4-6-7	043-312-3500	17戸	個室
	らいおんハートホスピスホーム佐倉	稲荷台3-5-1	043-460-7088	10戸	
	シャロームきこえ王子台	王子台3-15-15	043-310-6866	10戸	
	ソルシアス佐倉	宮前3-15-1	043-308-8678	77戸	
	ソレイユの丘 佐倉	宮前3-22-5	043-485-2940	18戸	
	松ヶ丘白翠園	城188-39	043-497-5514	26戸	
プチモンドさくら	城343-3	0120-936-312	32戸		

高齢者の相談窓口 地域包括支援センター

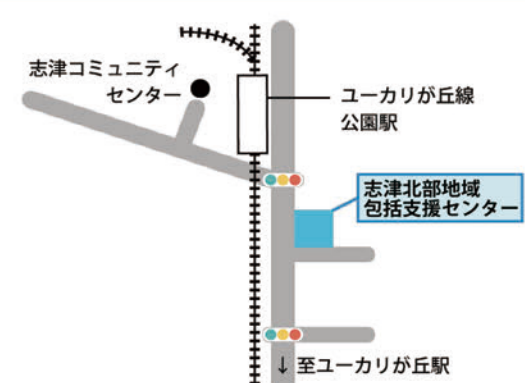
地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心になり、介護や生活に関する心配や悩み事等に対応しています。業務内容として基本チェックリストの実施、事業対象者、要支援1・2のかたのケアマネジメントのほか、高齢者虐待への対応、権利や財産を守る成年後見制度の利用支援を行っています。また、より暮らしやすい地域になるよう、地域の民生委員、町内会、医療機関、ケアマネジャーなど、さまざまな関係機関とのネットワークを作り、高齢者を支援しています。何か困ったこと、気になることがあったらお気軽にご相談ください。

各センター共通事項

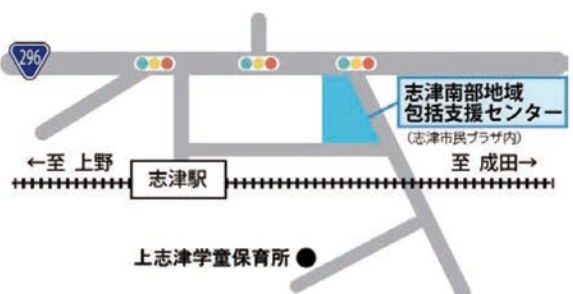
- 相談受付：日曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時30分
(休み：土曜・祝日・12月29日～1月3日)
※緊急時は時間外も電話にて対応します。
※相談無料・申込不要
- 駐車場：有り

※お住まいの地区によって担当するセンターが異なります

佐倉市志津北部地域包括支援センター	
住所	ユーカリが丘2-2-1
電話番号	043-462-9531 FAX 043-462-9532
E-mail	u-houkatu@mirror.ocn.ne.jp
担当地区	上座・小竹・青菅・先崎・井野・井野町・宮ノ台1～6丁目・ユーカリが丘1～7丁目・南ユーカリが丘・西ユーカリが丘1～7丁目

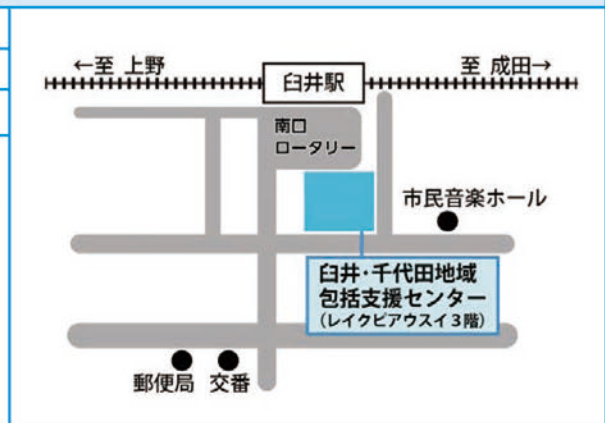


佐倉市志津南部地域包括支援センター	
住所	上志津1672-7 志津市民プラザ1階
電話番号	043-460-7700 FAX 043-460-7701
E-mail	shizu-nanbu@lion.ocn.ne.jp
担当地区	上志津・上志津原・下志津・下志津原・中志津1～7丁目・西志津1～8丁目



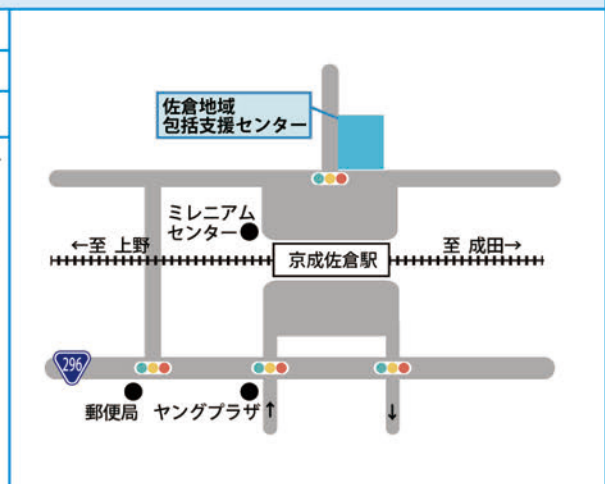
佐倉市臼井・千代田地域包括支援センター

住所	王子台1-23 レイクピアウスイ3階
電話番号	043-488-3731 FAX 043-488-3732
E-mail	usuichiyoda-hokatu@himawari-sato.jp
担当地区	臼井・臼井田・臼井台・江原・江原新田・角来・印南・八幡台1～3丁目・新臼井田・江原台1～2丁目・王子台1～6丁目・南臼井台・稲荷台1～4丁目・生谷・畔田・吉見・飯重・羽鳥・染井野1～7丁目



佐倉市佐倉地域包括支援センター

住所	宮前3-12-1
電話番号	043-488-5151 FAX 043-481-0006
E-mail	sakura-houkatu@hakusuien.jp
担当地区	田町・海隣寺町・並木町・宮小路町・鎗木町・鎗木町1～2丁目・新町・裏新町・中尾余町・最上町・弥勒町・野狐台町・鍋山町・本町・樹木町・将門町・大蛇町・藤沢町・栄町・城内町・千成1～3丁目・大佐倉・飯田・岩名・萩山新田・土浮・飯野・飯野町・下根・山崎・上代・高岡・宮前1～3丁目・白銀1～4丁目・鎗木仲田町



佐倉市南部地域包括支援センター

住所	大篠塚1587 南部地域福祉センターB棟 1階
電話番号	043-483-5520 FAX 043-483-5521
E-mail	nanbu-houkatu@rc-aikoh.or.jp
担当地区	六崎・寺崎・寺崎北1～6丁目・太田・大篠塚・小篠塚・神門・木野子・城・石川・表町1～4丁目・大作1～2丁目・大崎台1～5丁目・山王1～2丁目・春路1～2丁目・馬渡・藤治台・寒風・直弥・上別所・米戸・瓜坪新田・上勝田・下勝田・八木・長熊・天辺・宮本・高崎・坪山新田・岩富町・岩富・坂戸・飯塚・内田・宮内・西御門・七曲



高齢者福祉課・地域包括支援センターで配布している「**高齢者を支える地域資源ブック**」と「**地域の支え合い助け合いリスト**」には、介護に関係する制度のほか、介護を必要としない高齢者のかたでも利用できる家事援助サービスや交流・通いの場等、様々な情報が掲載されています。

※佐倉市ホームページよりダウンロードもできます。

紙おむつ等の購入助成	市内に居住しており、在宅で紙おむつ等を必要とする65歳以上で要介護3～5の認定を受けているかた等に、紙おむつ等の購入費用の一部を助成します。	高齢者福祉課 ☎043-484-6243
訪問理美容出張費の助成	高齢者や障害者のみの世帯に属する65歳以上で、要介護4または5の認定を受けているかたに、自宅で理容または美容を受ける出張費用の一部を助成します。	高齢者福祉課 ☎043-484-6138
高齢者等ふれあい配食サービス	65歳以上の一人暮らしの高齢者等で、調理や買い物に困難なかたに、安否の確認をかねて夕食を手渡しで届けます。(1回350円)	高齢者福祉課 ☎043-484-6138
外出の移動サービス(福祉有償運送)	一人では公共交通機関を利用するのが困難な要介護者・要支援者や身体障害者を対象に、有償で運送を行います。現在佐倉市では3団体が実施しています。料金等の詳細は実施団体に直接お問合せください。	佐倉市社会福祉協議会 ☎043-484-4319 佐倉市シルバー人材センター ☎043-308-7848 NPO法人移動サポート・ちば北総 ☎043-463-4039
障害者控除対象者の認定(所得税・住民税の控除)	要介護1以上の認定を受けた65歳以上のかたで、一定の要件を満たす場合、申請により、障害者控除または特別障害者控除を受けることができる認定書を発行します。	介護保険課 ☎043-484-1771
緊急通報サービス	65歳以上で心身に不安のある一人暮らしのかた又は一人暮らしに準ずる(同居者が要介護状態にあり、緊急時の対応が困難な)かた等に、急病などの緊急時に対応する装置を貸与します。※月額利用料:0円または500円(市民税所得割課税世帯に属するかた)。現場派遣員サービス利用のかたは別途330円/月。	高齢者福祉課 ☎043-484-6138
位置情報検索サービスの助成	行方不明のおそれがある高齢者等のために位置情報検索サービス(GPS通信端末機器)に加入するための初期費用を助成します。※契約前に要問合せ	高齢者福祉課 ☎043-484-6138
介護マークの配布	介護者が、介護中(トイレで付き添うときなど)であることを周囲に理解してもらうためのマークを配布します。	高齢者福祉課 ☎043-484-6343 地域包括支援センター(19ページ)
SOS高齢者等事前登録(SOSステッカーの配布)	登録番号入りの反射ステッカーを靴に貼り、認知症高齢者の見守りや行方不明時の早期発見に役立てます。	高齢者福祉課 ☎043-484-6138
オレンジカフェ(認知症カフェ)	認知症の人とその家族、地域の人々、認知症サポーター、専門職が出会い、つどい、語り合う場です。月に1回程度開催されます。※お茶菓子代として1人200円～300円	高齢者福祉課 ☎043-484-6343 地域包括支援センター(19ページ)
ちば認知症相談コールセンター	認知症介護の実経験に基づく豊富な知識を持つ相談員が、電話で相談をお受けします。そのほか、看護師などの専門家による面接相談にも対応しています。	公益社団法人 認知症の人と家族の会 千葉県支部 ☎043-238-7731 (月・火・木・土 10～16時)
ちば障害者等用駐車区画利用証制度(パーキング・パーミット制度)	公共・商業施設等における障害者等用駐車区画の利用にあたり、歩行が困難なかた(障害者、高齢者(※要介護1以上)、妊産婦、けが人等)が優先的に利用できる証として、千葉県が発行した「利用証」を各市町村の窓口で交付します。	介護保険課 ☎043-484-1771

訪問治療に特化しています。
お気軽にご相談ください。

24時間
電話受付



『自分の受けたい治療 家族に受けさせたい治療』を
コンセプトに開院しました。

当院は、お体が不自由で通院が難しいという方に対して歯科医師と歯科衛生士がご自宅、病院、施設に出向いて診療を行う訪問歯科診療を行っています。ご本人様はもとよりご家族の方やヘルパー、ケアマネージャーの方などとも連携を取りながら診療を進めていきます。

あなたの状態をチェック!

- 食べこぼしがある
- むせる
- うがいができない
- 話をする機会が少ない
- お口が渇く
- 歯磨きができない
- 表情がない
- 転びやすい

✓チェック項目が多いほど、お口の機能が低下している可能性があります。

- 1 お口の中が痛む、何かおかしいと思ったら → 当院にご連絡ください。
- 2 当院に連絡後 → ケアマネージャー様とも相談の上で訪問日を決定します。無料歯科検診にかかる費用は無料です。
- 3 無料検診、検査結果をもとに、症状ならびに治療計画(期間・費用)のご説明 → 治療費用や治療期間、症状などを詳しく説明いたします。
- 4 歯科治療もしくは口腔ケアの開始 → ご家族・ご本人の同意をいただいて治療開始です。
- 5 ケアマネージャー様へ治療内容報告 → ケアマネージャー様へ書面にて報告しています。

訪問歯科診療は、医療保険が利用できます。詳しくは、お問い合わせください。



てらだ歯科

Terada Dental Clinic

TEL:043-485-6288

FAX:043-485-6287

〒285-0813 千葉県佐倉市石川657

■診療時間/月曜日～土曜日 9:00～18:00 ■休診日/日曜日・祝日

<https://www.teradashika.jp>

急患随時受付/24時間電話受付

ご自宅で診療を受けられることをご存知ですか？



医師がご自宅に伺います
在宅医療・訪問診療

医療法人社団 千葉爽緑会

ふたば

在宅クリニック



対象となる方

- ✓ 認知症や体の不自由さで、外来通院やご家族の付き添いが大変な方…
- ✓ ご自宅での終末期医療、緩和ケアを望む方…

- ・ 通院が大変、外での待ち時間が長くて大変な方
- ・ ご家族の通院付き添いが大変な方
- ・ 入院せずに、ご自宅で治療を受けたい方
- ・ ご自宅での終末期医療、緩和ケアを望む方
- ・ 退院後のご自宅での療養が不安な方
- ・ いつでも気軽に相談できるかかりつけ医をお探しの方

おひとりで通院ができなくなった方であれば誰でも対象となります
自宅や高齢者施設でのんびり療養したい方はお気軽にお問い合わせください！

- ♥ 当院は、各科の認定専門医が在籍している在宅医療専門施設です。
- ♥ 精神科、皮膚科による認知症や精神疾患、褥瘡治療にも力を入れています。

まずはお気軽にお電話ください！

診療日	月	火	水	木	金	土	日
9:00～18:00	○	○	○	○	○	○	*

24時間365日対応 ※土曜日、日曜日、祝日は緊急往診のみとなります。
〒285-0837 千葉県佐倉市王子台1丁目22-13 海佑ビル1階



ふたば在宅クリニック

検索

☎ 043-290-9700